

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>【評価視点】 1 - (1) - ① 自主事業計画（提案事業）に記載された事業を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①実施事業数÷計画業務数 ②実施事業数－計画業務数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業数は指定管理者（以下「指」とする。）からの報告を基にする（業務内容も確認する） ・計画業務数は業務計画書を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」における計画業務に上乘せする事業数が3事業以上であるとき</p> <p>4点：当初予算の指定管理料内であり、市の承認を受けた上で、計画業務に上乘せして事業を実施したとき（「3点」の結果を満たすこと）</p> <p>3点：算式①結果が「1」、かつ、②結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式①結果が「0.9以上1未満」、又は、②結果が「△2」のとき。 あるいは、「3点」の結果を満たすが、市に連絡なく計画業務を変更したとき。</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	
<p>【評価視点】 行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店管理事業は、飲食店運営者と協働し、安定した営業を行ったことにより、来園者への利便性やホスピタリティ（おもてなし）の向上を図っている。 ・自動販売機設置事業は、災害ベンダー仕様の自動販売機を含め計9台を設置し、来園者への利便性を高めるだけでなく、避難場所としての機能を充実させている。 <p>【評価算式】 ① 3（実施事業数）÷ 3（計画業務数）＝ 1 ② 3（実施事業数）－ 3（計画業務数）＝ 0</p> <p>事業数（事業計画及び事業報告）： 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の管理運営及び貸与事業（総合公園、総合公園管理事務所、富士見公園） ・収益事業における施設貸与事業（飲食店スペースほか） ・収益事業における自動販売機設置事業 	
<p>【評価視点】 1 - (1) - ② 自主事業計画の事業目的を達成したか？</p>	<p>【評価算式】 実施事業目的達成数－実施事業目的数（業務計画書記載事業）</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業目的達成数は㊦からの報告を基にする ・実施事業目的数は業務計画書及び㊦からの報告を基にする <p>*㊦からの報告を受ける目的及び目的達成についてはできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の事業については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ、実施事業目的達成の度合いが2事業以上の特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：「3点」の結果を満たし、かつ、実施事業目的達成の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「△1及び△2」のとき</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	
<p>【評価視点】 達成した。</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

- ・ 体育施設を持つ多種多様なニーズに対応する都市公園であることから、その特性にあった利用者の利便性を高める事業を推進している。

【評価算式】 3（実施事業目的達成数）－3（実施事業目的数）＝0

事業数（事業計画及び事業報告）：3件

- ・ 公園施設の管理運営及び貸与事業（総合公園、総合公園管理事務所、富士見公園）
- ・ 収益事業における施設貸与事業（飲食店スペースほか）
- ・ 収益事業における自動販売機設置事業

特筆すべき事項

- ・ 公園施設の管理運営及び貸与事業においては、安心・安全な公園づくりを推進するため、月1回行う園内巡回点検は、研修で習得した内容を反映したチェックシートを活用し、適切な園地管理を行っている。

<p>【評価視点】 1－（1）－③ 自主事業計画の事業の参加人数は？</p>	<p>【評価算式】 各事業計画の目標参加人数－各事業の参加人数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業の参加人数は㊦からの報告を基にする ・ 各事業計画の目標参加人数は業務計画書及び㊦からの報告を基にする <p>* ㊦からの報告を受ける目標参加人数についてはできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の事業については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数の1.2倍以上のとき</p> <p>4点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数を上回るとき</p> <p>3点：1つの事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき</p> <p>2点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき</p> <p>1点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達せず、また、全ての事業の合計人数でも目標を下回るとき</p>	

【評価視点】 飲食店利用者数 3,235人

【評価算式】

飲食店利用者数 3,235人（令和4年度）－3,496人（令和3年度）＝－261人（92.5%）

<p>【評価視点】 1－（1）－④ サービスを向上させるための方策は達成しているか？</p>	<p>【評価算式】 サービスを向上させるための方策の達成÷サービスを向上させるための方策</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方策の達成は㊦からの報告を基にする ・ 方策は業務計画書及び㊦からの報告を基にする ・ 実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」で、各方策において、前年度より特筆すべきサービス向上がみられたとき</p> <p>4点：算式結果が「1」で、各方策全てが前年度よりサービス向上したとき</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

- | |
|---|
| 3点：算式結果が「1」のとき
2点：算式結果が「1未満」でも、前年度よりサービス向上したとき
1点：算式結果が「1未満」で、前年度よりサービス低下したとき |
|---|

【評価視点】達成している。

【評価算式】

$$1.9 \text{ (サービスを向上させるための方策の達成)} \div 1.9 \text{ (サービスを向上させるための方策)} = 1$$

1.ハード面（施設環境整備）

- (1) 施設管理マニュアルに基づきスタッフの教育を行い、施設管理の水準を一定に保つよう実践している。
- (2) 施設点検マニュアルを整備し、点検水準を一定に保つよう実践している。
- (3) 施設点検マニュアルを活用し、巡回点検の強化を行うことにより、異常箇所の早期発見に努め、事故を未然に防止し施設・設備の損害を最小限に留めている。
- (4) 園内の防犯業務にあたっては、所轄警察署の協力を求め、事件の抑制に努めるなど安心・安全な公園を提供している。
- (5) 園内を全面禁煙とし受動喫煙防止措置に努め、園内各所に周知文の掲示を行っている。
- (6) 樹木管理については、計画的にスタッフによる細かな剪定を行っている。
- (7) 園内灯は、利用者の安全を確保した上で照度センサーによる自動点灯として節電に努めている。また、省電力機器（LED電球等）の導入を行いランニングコストの削減に努めている。

2.ソフト面

- (1) 総合公園管理事務所の飲食店貸与においては、運営者と協働し行田のご当地グルメを取り扱うことにより市のPRに寄与するとともに、気軽に飲食できる軽食を提供することで利用者へのサービスを行っている。
- (2) 接遇マニュアルを運用し、スタッフの利用者対応の質を向上させている。
- (3) 利用者マナーアップ運動として、動物の散歩におけるマナー向上や犬猫などへのエサやり行為の注意喚起を行っている。また、昨今、話題である携帯電話の使用におけるマナーについても同様に注意喚起を行っている。
- (4) 防犯体制の強化による人的要因からの被害の阻止
- (5) 園内への意見箱の設置とHP上でのメール受付を行い、利用者目線での管理運営を心掛けている。

3.その他実施事項

- (1) デング熱対策として、水たまりやゴミの早期清掃に努めるとともに、利用者への注意喚起をし、未然の防止策を講じている。
- (2) 防犯目的として監視カメラを6台設置している。
- (3) 一部案内看板の更新や立て直し、内容の見直し等、利用環境を改善した。
- (4) 施設の情報は、財団ホームページを活用して分かりやすく提供している。
- (5) 園内設置の自販機に災害ベンダー機を導入し、避難場所としての機能を充実させている。
- (6) 施設利用者を対象に行ったアンケートから利用者の声を徴取し、運営に活用している。

4.特筆すべきサービス

- (1) 熱中症対策として管理棟内にスポットエアコンを設置している。

【評価視点】 1－(1)－⑤ 利用者等のニーズ把握を行っているか？	【評価算式】 ①ニーズ把握調査回数
--------------------------------------	----------------------

	②ニーズ把握数
【算式資料収集方法】 ・ニーズ把握調査回数及び把握数は④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：「4点」の結果を満たし、かつ、ニーズ把握方法が、アンケート実施、手紙・メールを利用するとともに、障害者等へのニーズ把握配慮など、把握方法においても、特筆すべきものがあるとき 4点 ：算式①結果が「4回以上」、かつ、②結果が「30個以上」のとき 3点：算式①結果が「4回以上」、又は、②結果が「30個以上」のとき 2点：算式①結果が「2回、又は、3回」、又は、②結果が「10個以上30個未満」のとき 1点：「2点」の結果に満たないとき	

【評価視点】 行っている。

- ・意見箱を設置し、市民の意見の場を提供している。また、財団HP上でメールによる受付も行っている。施設利用者を対象に行ったアンケートから利用者の声を収集し、ニーズの把握に努め運営に活用している。その他、日常において常に利用者への声掛けを行い、大小さまざまな意見や要望に対応している。

【評価算式】

①ニーズ把握調査回数：5回

- ・意見箱の設置
- ・財団HP上でメールによる受付
- ・施設利用者を対象に行ったアンケート2回
- ・その他（日常において常に利用者の声に耳を傾け大小さまざまな意見や要望に対応）

②ニーズ把握数：37件

- ・意見箱・・・・・・・・・・0
- ・メール・・・・・・・・・・0
- ・アンケート・・・・・・・・33
- ・市長への手紙・・・・・・0
- ・その他・・・・・・・・・・4

〈アンケート記述回答：33件中 7件〉

- ・トイレを新しくしてほしい。（2件）
- ・洋式トイレを増やしてほしい。
- ・駐車場を増やしてほしい。
- ・ドッグランがほしい
- ・野良猫をどうにかしてほしい。
- ・ジョギングコースで立ち話しをしたり、イスを置いたりしている人はやめさせてほしい。

〈電話及び窓口：3件〉

- ・野良猫の餌やりをやめさせてほしい。
- ・西の原に土を入れてほしい。
- ・切れている外灯を復旧させてほしい。

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>【評価視点】 1－（1）－⑥ 把握した利用者等のニーズの実現を図ったか？</p>	<p>【評価算式】 ニーズ実現数÷ニーズ実現可能数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ実現数は㊦からの報告を基にする ・ニーズ実現可能数は、㊦から報告を受けたニーズ把握数を基に、所管課により、実現可能なニーズを抽出する（ニーズとウォンツの振り分け） 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」、かつ、当該ニーズ提出者のみならず、全ての利用者等に対し、サービス向上に寄与するとき</p> <p>4点：算式結果が「1」のとき</p> <p>3点：算式結果が「0.8以上1未満」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0.4以上0.8未満」のとき</p> <p>1点：「2点」に満たないとき</p>	
<p>【評価視点】 図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に利用者の声に耳を傾け、即座に実現できるものはその場で迅速に対応し、苦情に繋がらないようにしている。また、指定管理業務以外のニーズは、所管課への報告を行い、対応についても協力をしている。その他、所管課からの依頼についても柔軟に対応している。 <p>【評価算式】 $3（ニーズ実現数） \div 3（ニーズ実現可能数） = 1$</p>	
<p>【評価視点】 1－（2）－① 利用者や地域との連携・協働を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 連携・協働事業回数の合計</p>
<p>【算式資料収集方法】 連携・協働事業回数は㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」の結果を満たし、かつ、連携等が広がりを見せていることが顕著なとき</p> <p>4点：算式結果が「4回以上」、かつ、利用者や地域との連携等が継続しているとき</p> <p>3点：算式結果が「3回」のとき</p> <p>2点：算式結果が「2回」のとき</p> <p>1点：「2点」に満たないとき</p>	
<p>【評価視点】 行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市を始めとし行田市教育委員会、行田市体育協会などの諸団体と連携し、公園内での催し物の円滑な運営に協力している。また、園内飲食店の運営者は市内事業者又は行田市を活動地点とする団体に所属する事業者を選定し、地域との協働を図り、園内に自動販売機を設置している社会福祉団体とは、連絡体制を構築し利用に支障が出ないようにしている。 <p>【評価算式】 3回</p> <p>1 公園管理業務 2 自動販売機設置事業 3 市内事業者又は行田市を活動地点とする団体に所属する事業者による飲食店営業</p>	
<p>【評価視点】 1－（3）－① 未解決の苦情等があり、解決の目途がついているのか？</p>	<p>【評価算式】 未解決苦情等数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>・未解決苦情等数は㊦からの報告を基にする</p> <p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られ、かつ、特筆すべき方法により、自ら積極的に苦情等を発信しない人々へのアプローチも行っているとき 4点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られているとき 3点：算式結果が「0」ではないが、すべての苦情について円満な解決が図られる見込みのあるとき 2点：苦情について円満な解決が図られる見通しが不明なものがあるとき 1点：意思疎通にかけ、苦情解決の糸口が見出せないものがあるとき</p>
--

【評価視点】なし。

- ・行政の判断が必要なものについては、遅延なく所管課へ報告している。

【評価算式】 0

<p>【評価視点】 1－（4）－① 特定の市民・団体に対して、条例や規則での規定事項以外で対応したことがあるか？</p>	<p>【評価算式】 サービスの提供に関して条例・規則以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・利用状況について㊦からの報告を基にする ・㊦に対して、聴き取り調査を行う ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき 4点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での工夫が見受けられるとき 3点：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき 2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき 1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき</p>	

【評価視点】該当なし。

- ・公共施設として平等利用の原則に基づき、指定管理者の責務の範囲内で特定の市民・団体に特別な対応をしたことはない。

【評価算式】 0回

<p>【評価視点】 2－（1）－① 経費節減の取組みを実施しているか？</p>	<p>【評価算式】 経費節減のための取組みの方策の実施÷経費節減のための取組みの方策</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・方策の実施は㊦からの報告を基にする ・方策は業務計画書及び㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「1」で、すべての方策において、特筆すべき取組みが見受けられたとき 4点：算式結果が「1」で、特筆すべき取組みが見受けられたとき 3点：算式結果が「1」のとき</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

2点：算式結果が「1未満」でも、経費節減のための取組みが見受けられたとき
1点：算式結果が「1未満」のとき

【評価視点】 実施している。

【評価算式】 6（経費節減のための取組みの方策の実施）÷6（経費節減のための取組みの方策）＝1

経費節減のための取組みの方策の実施・経費節減のための取組みの方策：6件

- ・スタッフの適正配置による賃金支出の縮減
- ・電気量の多い公園内外灯の照度センサーによる自動点灯及び省エネ効果の高いLED照明の導入による使用電力（光熱水料費支出）の削減
- ・委託業務内容の精査による委託料支出の削減
- ・設備等の不具合の早期発見による事故の未然防止と自主修繕の実施による修繕費支出の適正管理
- ・物品の適切な在庫管理と再利用による消耗品費支出の抑制
- ・節水の啓発による水道料（光熱水料費支出）の縮減

【特筆すべき事項】 節水の啓発やLED照明を活用したほか、自主修繕対応などの工夫を行った。

【評価視点】 2－（1）－② 経費節減の効果が現れているか？	【評価算式】 当該年度の経費節減のための取組みの方策を受けた経費と前年との経費の比較	
【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と④からの報告を基にする		
【点数化】 5点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計、及び、各方策の経費が、前年の経費の合計、及び、すべての各方策の経費を下回ったとき 4点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、前年の経費を下回ったとき 3点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、評定初年度の経費を下回ったとき 2点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、評定初年度の経費を上回ったとき 1点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、特段の理由もなく、評定初年度の経費を上回り、かつ、各方策の経費のうち、半分以上の方策の経費が、評定初年度の経費を上回ったとき		
【評価視点】 電気料金単価が高騰したにもかかわらず、経費節減により、その影響を最小限に抑制することができた。		
【評価算式】		
	令和4年度	令和3年度
光熱水料費支出	7,985,336円（133.9%）	5,964,355円
委託料支出	11,404,767円（96.5%）	11,824,169円
消耗品費支出	1,294,724円（100.0%）	1,294,645円
修繕費支出	2,127,105円（239.9%）	886,534円
賃金支出	5,970,417円（95.5%）	6,251,105円
合計	28,782,349円（109.8%）	26,220,808円
※評定初年度の平成28年度合計は28,282,354円。		
【評価視点】 2－（1）－③ 施設全体として、前年度より経費が縮減されているか？	【評価算式】 全ての経費と前年度の経費の比較	
【算式資料収集方法】		

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする
【点数化】 5点：経費の合計が前年度の経費の95%以下のとき 4点：経費の合計が前年度の経費の98%以下のとき 3点：経費の合計が前年度の経費の98%～100%のとき 2点：経費の合計が前年度の経費の100%を越え、102%までのとき 1点 ：経費の合計が前年度の102%を越えるとき

【評価視点】前年度より経費は上回っている。

【評価算式】

前年比

令和4年度 47,471,367円 令和3年度 44,947,201円 前年度比 2,524,166円増 105.6%
 経費の削減に努めたが、修繕箇所の増大や電気料金の高騰が大きな要因となり増額。

【評価視点】 2－(2)－① 収支計画の金額以内で適切に支出されているか？	【評価算式】 実際にかかった経費と事業計画書の収支計画との比較
---	---

【算式資料収集方法】

・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする

【点数化】 5点 ：経費の支出が収支計画の金額以内で項目に則って行われており、かつ、すべての支出項目が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 4点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われており、かつ、事業費が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 3点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 2点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含む） 1点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含まない）
--

【評価視点】適切に支出されている。

【評価算式】

経費の支出

令和4年度決算 47,471,367円 令和4年度予算 51,093,000円 比較 3,621,633円減 92.9%

【評価視点】 3－(1)－① 施設の利用人数は？	【評価算式】 当該年度の利用人数と前年の利用人数の比較
------------------------------------	---------------------------------------

【算式資料収集方法】

・利用人数は㊦からの報告を基にする

*参考資料として、他市の類似施設の利用人数の把握を行う

5点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の110%を超えるとき 4点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の105%を超えるとき 3点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の100%を超えるとき 2点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の100%を下回るとき 1点 ：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の90%を下回るとき

【評価視点】1,118人

【評価算式】令和4年度 1,118人 令和3年度 2,808人 1,690人減 39.0%

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

	令和4年度内訳	令和3年度内訳
・管理事務所小会議室	554人	202人
・管理事務所大会議室	331人	351人
・管理事務所和室	83人	111人
・行為	150人	2,144人

【評価視点】3-(1)-② 施設の稼働率は？	【評価算式】 当該年度の稼働率と前年の稼働率の比較
【算式資料収集方法】 ・稼働率は㊦からの報告を基にする *参考資料として、他市の類似施設の稼働率の把握を行う	
【点数化】 5点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の110%を超えるとき 4点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の105%を超えるとき 3点 ：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の100%を超えるとき 2点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の100%を下回るとき 1点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の90%を下回るとき	
【評価視点】令和4年度 100%	令和3年度 100%
【評価算式】前年度比 100%	

【評価算式】3-(1)-③ 利用の許可、停止、許可の取消し等を条例や仕様書等に基づき行っているか？	【評価算式】 管理に関して条例・仕様書等以外での対応回数
【算定資料収集方法】 ・管理状況について㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う ・㊦に対して、聴き取り調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき 4点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での工夫が見受けられるとき 3点 ：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき 2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき 1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき	
【評価算式】行っている。	【評価算式】0

【評価視点】3-(1)-④ 利用の許可を拒み、取消し、停止させた者について、その記録を作成し、速やかに報告したか？	【評価算式】 利用を拒否等したもののうち、記録の作成・報告しなかった回数
【算定資料収集方法】 ・利用拒否等及び記録の作成については㊦からの報告を基にする ・報告については、実際に受けた報告の回数を基にする	
【点数化】利用の拒否等があった場合が前提となる	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

5点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告され、かつ、特筆すべき事項があるとき
4点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告されているとき
3点 ：算式結果が「0」のとき
2点：算式結果が「0」でないとき
1点：記録の作成がされておらず、算式にあてはめることもできないとき

【評価視点】 該当なし。

【評価算式】 0

【評価視点】 3－（1）－⑤ 利用申請書どおりに利用していることについて確認を行っているか？	【評価算式】 利用者が利用している間中、管理者職員（委託された者を含む）が常駐していない回数
---	---

【算定資料収集方法】

- ・管理内容について④からの報告を基にする
- ・実地調査を行う

【点数化】

- 5点：（無料施設を含み）算式結果が「0」であり、かつ、特筆すべき事項があるとき
 4点：（無料施設を含み）算式結果が「0」のとき
3点：（無料施設を除き）算式結果が「0」のとき
 2点：（無料施設を除き）算式結果が「1以上3以下」のとき
 1点：（無料施設を除き）算式結果が「4以上」のとき

【評価視点】 行っている。

【評価算式】 0

【評価視点】 3－（1）－⑥ 利用促進を図っているか？ （パンフレット、ホームページ等による利用促進）	【評価算式】 利用促進の状況
---	-------------------

【算定資料収集方法】

- ・実地調査を行う

【点数化】

- 5点：利用促進を図っており、特に、特筆すべき事項があるとき
 4点：利用促進を図っており、特筆すべき事項があるとき
3点：利用促進を図っているとき
 2点：あまり利用促進を図っていないとき
 1点：全く利用促進を図っていないとき

【評価視点】 行っている。

【評価算式】

- ・公園の情報は、財団のホームページを活用し、市民の憩いの場として親しまれるよう分かりやすく紹介している。
- ・ツイッターを活用し、イベントや施設の情報を発信している。
- ・公園の魅力づくりや公園利用者のサービスの向上を図るため、行田名物のゼリーフライやフライ、焼きそばなどを提供する飲食店を設置している。

【評価視点】 3－（2）－① 利用者に対し適切に利用料金を収受しているか？	【評価算式】 利用料金を過大・過少に徴収している回数
【算定資料収集方法】	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

・利用者数と利用料金について㊦からの報告を基にする
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点 ：算式結果が「0」のとき（減免方法等も適切な事務手順の基づき決定していること） 2点：算式結果が「0」であるが、納入時期・方法・減免方法等が条例・規則等との乖離が見られるとき 1点：算式結果が「0」でないとき

【評価視点】 収受している。 【評価算式】 0

【評価視点】 3－（2）－② 収支計画どおりに利用料金収入があるか？	【評価算式】 利用料金収入と事業計画書の収支計画との比較
【算式資料収集方法】 ・利用料金の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする	
【点数化】 5点：「4点」の事項を満たし、施設利用料金収入と事業収入の合計金額が、前年度の105%以上のとき 4点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があり、かつ、それぞれの項目についても収支計画の金額以上の収入があるとき 3点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があるとき 2点 ：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額に満たないとき 1点：施設利用料金収入及び事業収入のそれぞれの金額が収支計画のそれぞれの項目の金額に満たないとき	

【評価視点】 なかった。

【評価算式】

予算比 133.4%

令和4年度決算 479,563円 令和4年度計画 652,000円 比較 172,437円減

【評価視点】 3－（2）－③ 利用申請時間外の利用について、適切に利用料金を収受しているか？	【評価算式】 申請時間外（超過時間）の利用について、適切に利用料金の収受を行っていない回数
【算式資料収集方法】 ・申請時間外の利用及び適切な利用料金の収受については㊦からの報告を基にする ・申請時間外の利用については実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点 ：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき	

【評価視点】 該当なし。 【評価算式】 0

【評価視点】 3－（3）－① 休館日及び利用時間、利用料金（減免制度含む）を、見やすい場所に掲示、又は、備付け等しているか？	【評価算式】 掲示、又は、備付け等していない事項
--	------------------------------------

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査を行う
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」の結果を満たし、かつ、周知の仕方について、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：全ての事項について、掲示、及び、備付けしているとき</p> <p>3点：全ての事項について、掲示、又は、備付けしているとき</p> <p>2点：一部の事項について、掲示、又は、備付けしているとき</p> <p>1点：掲示、又は、備付けがないとき</p>

【評価視点】 行っている。

- ・有料施設である総合公園管理事務所貸室について、利用時間及び料金を入口の見やすい場所に掲示して周知している。その他、総合体育館及び財団各施設にリーフレットを備え、利用促進を図っている。

【評価算式】 該当なし。

<p>【評価視点】 3－（3）－②</p> <p>受動喫煙を防止する措置を講じているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>受動喫煙防止措置を講じているが、防止の効果が現れていない状況</p>
--	---

<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査を行う
<p>【点数化】</p> <p>5点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切ないとき</p> <p>2点：受動喫煙の防止措置を行ったが、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが生じるとき</p> <p>1点：受動喫煙の防止を講じていないとき、又は、「2点」の状況について改善が見受けられないとき</p>

【評価視点】 講じている。

【評価算式】 受動喫煙の恐れがない。

特に特筆すべき事項

講じている。

- ・受動喫煙防止措置として全面禁煙にし、園内周知の掲示を行っている。園内巡回の際に喫煙者に注意をしている。また、園内に点在する四阿での喫煙が見受けられたことから、喫煙行為の要因の一つとなるゴミ箱（一斗缶）の設置をなくすなど、ハード面の対策も行った。通常のゴミについては、ゴミ持ち帰りを利用者呼びかけ、ゴミ箱がなくなったことによる支障が出ないようにしている。

<p>【評価視点】 3－（3）－③</p> <p>施設及び設備について定期的に保守点検を行い、その記録を作成しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>①記録未作成回数</p> <p>②保守点検不備による事故発生件数</p>
--	---

<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録表等については④からの報告を基にする

<p>【点数化】</p> <p>5点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p>

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>4点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」のとき</p> <p>2点：定期的に保守点検を行っているが、算式①結果が「0」でなく、②結果が「0」のとき</p> <p>1点：定期的に保守点検を行っていないとき、かつ、算式①・②結果が「0」でないとき</p>

【評価視点】定期的に保守点検を行い、記録を作成・保管をしている。

【評価算式】①0 ②0

特筆すべき事項

職員による園内点検を週ごとに実施している。また、月に1回は詳細な点検を実施し記録に残し、保管している。

<p>【評価視点】3－(3)－④ 施設、設備、物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕を速やかに行っているか？</p>	<p>【評価算式】 修繕不備による事故発生件数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生件数については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」であるが、実地調査により必要な修繕が実施されていないとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でないとき</p>	

【評価視点】行っている。

【評価算式】0

<p>【評価視点】3－(3)－⑤ 施設、設備、物品を滅失し、又は施設、設備、又は物品の重要な箇所を毀損したときは速やかに報告しているか？</p>	<p>【評価算式】 速やかな報告を実施していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、実地調査により滅失等への対応が施されていると確認できるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、かつ、実地調査により滅失等への対応が施されていないと確認できるとき</p>	

【評価視点】該当なし。

【評価算式】0

<p>【評価視点】3－(3)－⑥ 建物の改築、構築物の新設等、機械装置の新設等の現状変更をしようとするときは、予め協議し、承認</p>	<p>【評価算式】 予め協議し、又は、承認を受けていない回数</p>
---	--

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

を受けているか？	
【算定資料収集方法】 ・承認については④からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な変更と見受けられるとき 1点：算式結果が「0」でなく、不必要な変更と見受けられるとき	

【評価視点】該当なし。 【評価算式】 0

【評価視点】 3－（3）－⑦ 管理施設の修繕・改築において、1件につき見積額50万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施したか？	【評価算式】 費用及び責任における未実施回数
--	----------------------------------

【算定資料収集方法】 ・実施については④からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な実施と見受けられるとき 1点：算式結果が「0」でなく、不必要な実施と見受けられるとき	

【評価視点】実施した。 【評価算式】 0

実施した修繕は13件あり、内容は以下のとおりである。

総合公園

- 1 園内灯 LED 化修繕（2か所）
- 2 ミニキャブ車検整備
- 3 防球ネット修繕
- 4 西の原トイレ修繕
- 5 汚水ポンプフロートスイッチ修繕
- 6 複合遊具ネット修繕
- 7 井水配管修繕
- 8 公園管理事務所内誘導灯及び煙感知器修
- 9 園内灯 LED 化修繕（6か所）
- 10 園内ベンチ修繕
- 11 汚水ポンプ変圧器交換修繕
- 12 休憩所屋根修繕
- 13 遊具広場自動販売機電源ブレーカー交換修繕

特筆すべき事項

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

園内灯のLED化を推進した。

<p>【評価視点】 3－（3）－⑧ 指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を毀損滅失した時は、市と協議し、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達したか？</p>	<p>【評価算式】 弁償又は購入、あるいは調達していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0を越え2以内」のとき 1点：算式結果が「3以上」のとき</p>	
<p>【評価視点】 該当なし。 【評価算式】 0</p>	
<p>【評価視点】 3－（3）－⑨ 管理にあたっての準備行為や清算行為等の引継ぎを適切に行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①不適切な準備行為回数 ②不適切な清算行為回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う ・聴き取り調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式①・②結果が「0」のとき 2点：算式①・②結果が「0」でないが、円滑なサービス提供ができ、かつ、利用者等に影響を与えないと見受けられるとき 1点：算式①・②結果が「0」でなく、円滑なサービス提供ができず、又は、利用者等に影響を与えたと見受けられるとき</p>	
<p>【評価視点】 該当なし。 【評価算式】 ①0 ②0</p>	
<p>【評価視点】 3－（4）－① 臨時に管理施設の休館日を定める場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>

【評価視点】臨時休館なし。 【評価算式】 0

<p>【評価視点】 3－（4）－② 施設等の利用時間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
---	--

【算定資料収集方法】
 ・把握については㊦からの報告を基にする

【点数化】
 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
 3点：算式結果が「0」のとき
 2点：算式結果が「1」のとき
 1点：算式結果が「2以上」のとき

【評価視点】利用時間の変更なし。 【評価算式】 0

<p>【評価視点】 3－（4）－③ 施設等を引き続いて利用することができる期間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
--	--

【算定資料収集方法】
 ・把握については㊦からの報告を基にする

【点数化】
 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
 3点：算式結果が「0」のとき
 2点：算式結果が「1」のとき
 1点：算式結果が「2以上」のとき

【評価視点】該当なし。 【評価算式】 0

<p>【評価視点】 3－（5）－① 指定管理業務に係る会計処理を、他の事業と区分して経理しているか？</p>	<p>【評価算式】 経理していない状況</p>
---	--

【算定資料収集方法】
 ・把握については㊦からの報告を基にする

【点数化】
 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
 3点：算式結果が「0」のとき
 2点：算式結果が「0」でないが、市からの指導により速やかに適正な処理を行ったとき
 1点：算式結果が「0」でなく、市が指導しても、適正な処理が不可能なとき

【評価視点】他の指定管理事業費や財団運営費と明確に区分し、適正な会計処理を行っている。

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

【評価算式】なし。

特筆すべき事項

新・新公益会計基準に基づく損益計算ベース及び指定管理事業毎の収支計算ベース双方の決算書を作成し、必要に応じて提出している。

<p>【評価視点】 3－（5）－② 指定管理業務に係る会計書類を、各会計年度の終了後、5年間保存しているか？</p>	<p>【評価算式】 会計書類の紛失・不明枚数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないが、その他の書類等により紛失・不明書類の内容が推測可能なとき 1点：算式結果が「0」でなく、その他の書類等からでも紛失・不明書類の内容が推測不可能なとき</p>	
<p>【評価視点】 保存している。 【評価算式】 0</p>	
<p>【評価視点】 3－（6）－① 指定管理業務を通じて取得した個人情報を、行田市個人情報保護条例等及び個人情報取扱特記事項、財団個人情報保護規程に基づき適正に取り扱っているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	
<p>【評価視点】 適正かつ慎重に取り扱っている。 ・職員の雇用などにおけるマイナンバー制度への対応については、漏れの無いよう行っている。なお、利用者からのマイナンバー取得などは一切行っておらず、不要な個人情報の取得などはしていない。</p> <p>【評価算式】 0</p>	
<p>【評価視点】 3－（6）－② 指定管理者が、行田市情報公開条例等及び財団情報公開規程を遵守し、情報の公開及び提供について積極的に努めているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする 	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>
--

【評価視点】 努めている。

- ・市条例に準じ、財団情報公開規程を策定し、それに基づき適正かつ慎重な取扱いをしながら、積極的に情報の公開をするよう努めている。

【評価算式】 0

<p>【評価視点】 3－（6）－③ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行っているか（前記以外のもの）？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については⑩からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】 行っている。

- ・規則等の範囲内で、利用者に対し柔軟な対応を行えるよう努めている。

【評価算式】 0

<p>【評価視点】 3－（6）－④ 管理運営に必要となる資格をもつ人員が配置されているか？</p>	<p>【評価算式】 配置されるべき有資格者が配置されていない数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については⑩からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

【評価視点】 配置している。

- ・法令上必要となる防火管理者を配置し、安全な施設管理を行っている。また、熟練が必要な公園整

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

備作業においても、資格等を持つ人員を配置し業務を行うと同時に、研修や技術の伝達を行い、必要となる人材を育成している。その他、専門的な高度資格は委託業務スタッフが保有し、適切に配置している。

- 1 刈払機作業教育修了者
- 2 甲種防火管理者
- 3 遊具の日常点検講習会修了者
- 4 チェーンソー作業従事者特別教育講習会修了者

【評価算式】 0

特筆すべき事項

- 1 公園緑地講習会修了者 ※（一社）日本公園緑地協会主催
- 2 チェーンソー作業従事者特別教育講習会補講イ修了者

<p>【評価視点】 3－（6）－⑤ 職員の研修を研修計画にしたがって行っているか？</p>	<p>【評価算式】 研修実施数－職員の研修計画数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施数は④からの報告を基にする ・研修計画は業務計画書を基にする <p>*研修計画はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の研修については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが2事業以上、特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「△1、又は、△2」のとき</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

【評価視点】 行っている。

【評価算式】 7（研修実施数）－6（職員の研修計画数）＝1

研修計画数・研修実施数

- 1 危機管理マニュアルに沿った教育（採用時実施）
- 2 心肺蘇生法訓練講習（9月実施）
- 3 AED訓練（9月実施）
- 4 通報・避難・消火訓練（9、2月実施）
- 5 マニュアルによる接遇研修（2月実施）
- 6 遊具の日常点検講習会（6月実施）
- 7 刈払機取扱講習会（10月実施） ※特筆すべき事項

<p>【評価視点】 3－（6）－⑥ 管理内容や管理方法が申請書記載どおりに行っているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については事業計画書と④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

3点：算式結果が「0」のとき
 2点：算式結果が「1」のとき
 1点：算式結果が「2以上」のとき

【評価視点】 行っている。

- ・申請時に示された仕様書や提出した申請書に記した内容のとおり適切に管理を行っている。

特筆すべき事項

衛生施設（トイレ等）の清掃や除草頻度については、仕様書以上の基準で行い、利用者の利便性を向上させている。

【評価算式】 0

<p>【評価視点】 3－（6）－⑦ 利用者のトラブルの未然防止策を検討し、対処方法が適切に行われているか？</p>	<p>【評価算式】 トラブルの対処方法数－事業計画書の未然防止策の検討数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止策の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】 行っている。

【評価算式】 10（トラブルの対処方法数）－4（事業計画書の未然防止策の検討数）＝6

事業計画書の未然防止策・トラブルの対処方法数：4件

- ・接遇に関する研修
- ・利用者のマナーアップによる協働した公園づくり（数名の利用者による枝拾い及びゴミ拾い）
- ・管理に必要な諸法令及びルール習得と情報の共有（スタッフ採用時実施、随時事務連絡実施）
- ・利用者ニーズの把握によるトラブルの未然防止（園内巡回時、利用者への声掛けから情報収集）

事業計画書以外の未然防止策：5件

- ・心肺蘇生法及びAED取扱等の訓練
- ・危機管理マニュアルの教育
- ・業務ミーティングの実施
- ・施設巡回の強化（毎日午前1回、午後1回実施）
- ・受動喫煙対策の実施（全面禁煙）

特筆すべき事項：1件

- ・所轄警察との防犯協力（放置自転車の通報、車両盗難事案の解決に協力）

<p>【評価視点】 3－（6）－⑧ 事故・火災への対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 事故、火災への対策数－事業計画書の事故、火災への対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする 	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

・実地調査を行う
 ＊対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある

【点数化】

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき

4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき

3点：算式結果が「0」のとき

2点：算式結果が「0」でないとき

1点：把握をしていないとき

【評価視点】 講じている。

【評価算式】 8 （事故、火災への対策数）－ 8 （事業計画書の事故、火災への対策数）＝ 0

事業計画書の事故、火災への対策数・事故、火災への対策数：8件

- ・火災報知機等消防設備の使用点検と保守整備
- ・危機管理マニュアルの運用
- ・心肺蘇生法及びAED機器取扱いの研修を実施
- ・巡回強化を行い、管理施設内の燃焼物・位置の特定と把握
- ・事故や火災の原因となる不要物の撤去
- ・スタッフによる利用者への声掛けを行い、常に管理の目を光らせ、利用者に意識付けを行う。
- ・樹木点検による倒木等の早期発見と園路に架かる高木の剪定
- ・管理作業上必要となる燃油（ガソリン他）等揮発性物質の厳重保管

【評価視点】 3－(6)－⑨ 防犯対策を講じているか？	【評価算式】 防犯対策数－事業計画書の防犯対策数
--------------------------------	-----------------------------

【算定資料収集方法】

- ・対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする
- ・実地調査を行う

＊対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある

【点数化】

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき

4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき

3点：算式結果が「0」のとき

2点：算式結果が「0」でないとき

1点：把握をしていないとき

【評価視点】 講じている。

【評価算式】 10 （防犯対策数）－ 10 （事業計画書の防犯対策数）＝ 0

事業計画書の防犯対策数・防犯対策数：10件

- ・園内及び施設内巡回による監視（1日2回以上実施）
- ・所轄警察に対し、巡回パトロールの協力依頼
- ・防犯用具（サスマタ・防犯ブザー）の配置（総合公園管理事務所に配置）
- ・園内灯は照度センサーによる自動点灯と定期点検による不点灯ゼロ活動（夜間駐車場閉鎖時）
- ・盗難・悪戯その他犯罪行為抑止のための掲示物による注意喚起の実施（車上荒らし、ドリフト）
- ・危機管理マニュアルの運用

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

- ・巡回強化による危険物の早期発見と即時撤去
- ・不必要な駐車区域の閉鎖を実施（東駐車場の縦断路）
- ・監視カメラ 6 台を設置
 - ①総合公園レストハウス
 - ②総合公園自由広場南側
 - ③西側駐車場
 - ④公園東側駐車場 3台

特筆すべき事項

- ・監視カメラ記録の保存期間延長（3日から7日に延長）

<p>【評価視点】 3－（6）－⑩ 衛生対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 衛生対策数－事業計画書の衛生対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う <p>*対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】 講じている。

【評価算式】 11（衛生対策数）－9（事業計画書の衛生対策数）＝0

事業計画書の衛生対策数・衛生対策数：9件

- ・週間作業日程表を作成し、園地や園路、駐車場などの日常清掃業務を実施。（毎日実施）
- ・重点箇所を決め、定期的に清掃を実施し、景観の美化に努めている。（毎日実施）
- ・トイレ施設は、利用頻度の多さから、専任のトイレ施設清掃員を配置して毎日清掃（管理要項で示された清掃仕様を上回る基準での清掃）を実施。（毎日実施）
- ・管理事務所は、専任の屋内施設清掃員を配置し常に清掃を行い、利用者への不快感を与えないよう努めている。（週3回実施）
- ・屋内施設のワックス塗布清掃のほか、ガラス・網戸清掃を定期的に行うことにより、衛生的な環境を整えている。（随時実施）
- ・季節ごとの流行ウイルス対策や腐敗物等の処理時には、感染症などを予防するため、アルコールや洗剤を使用し、十分な対策を行っている。（随時実施）
- ・蚊による伝染病被害の軽減策として、注意喚起看板を設置し、被害抑制に努めている。（随時実施）
- ・トイレ施設の排水点検を行い、排水不良を常態化しないよう清掃をし、必要に応じて配管敷設修繕を行い、常に衛生的に保っている。（毎日実施）
- ・雨水だまりを解消するため、定期的に水路・柵の清掃を実施している。（随時実施）

特に特筆すべき事項

- ・公園管理事務所では新型コロナウイルス対策としてアルコールを設置した。
- ・大会等で止むを得なく食事をする際は、黙食を推進した。

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

<p>【評価視点】 3－（6）－⑪ 事前に市の承諾を受けずに、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせているか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については⑩からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	
<p>【評価視点】 承認を受け、委託している。 【評価算式】 0</p>	
<p>【評価視点】 4－（1）－① 施設又は施設利用者に災害が生じたとき、あるいは、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報・連絡したか？</p>	<p>【評価算式】 通報・連絡しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については⑩からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	
<p>【評価視点】 該当なし。 ・自然災害や利用者の怪我など、全てにおいて関係先へ早急な通報及び報告を行っている。 特に、利用者の活動中の怪我の対応では、応急処置や救急要請など、速やかな措置を講じている。 また、万が一の災害や事故等が発生した場合を想定し、普段から救急対応・報告体制の備えを行っている。</p> <p>【評価算式】 0</p>	
<p>【評価視点】 4－（1）－② 事故等が発生した場合、市と協力して事故等の原因調査にあたったか？</p>	<p>【評価算式】 事故等の原因調査に協力しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については⑩からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき

【評価視点】該当なし。 【評価算式】0

<p>【評価視点】4－（1）－③ 不可抗力が発生した場合、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めたか？</p>	<p>【評価算式】 早急に対応措置をとらなかった回数</p>
--	------------------------------------

【算定資料収集方法】
・把握については㊦からの報告を基にする

【点数化】
5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
3点：算式結果が「0」のとき
2点：算式結果が「1」のとき
1点：算式結果が「2以上」のとき

【評価視点】概ね良好である。
・非常時が予想される場合、台風などの自然災害による被害を最小限に抑えるよう、用具や工作物の早期撤収に努めている。その他、定期的に樹木などの剪定や建造物の周囲の整頓を行い、事故防止に努めている。また、情報の収集に努め、必要であれば利用者への案内を行い、人的被害の防止を行うなど、状況に応じた対応をしている。

【評価算式】0

<p>【評価視点】4－（2）－① 自動販売機及び公衆電話等の設置など、目的外使用にあたっては、予め市と協議するとともに、承認を得たか？</p>	<p>【評価算式】 予め協議し、及び、承認を得なかった回数</p>
---	---------------------------------------

【算定資料収集方法】
・把握については㊦からの報告を基にする
・実地調査を行う

【点数化】
5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
3点：算式結果が「0」のとき
2点：算式結果が「1」のとき
1点：算式結果が「2以上」のとき

【評価視点】承認を得ている。 【評価算式】0

<p>【評価視点】4－（3）－① 緊急時等の対策を実施しているか？</p>	<p>【評価算式】 緊急時対策数－事業計画書の緊急時対策数</p>
---	---------------------------------------

【算定資料収集方法】
・対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

・実地調査を行う
 ＊対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある

【点数化】

- 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
- 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
- 3点：算式結果が「0」のとき
- 2点：算式結果が「0」でないとき
- 1点：把握をしていないとき

【評価視点】実施している。

- ・事業計画として掲げた内容を適切に行い、緊急時体制の強化に努めている。

【評価算式】 10（緊急時対策数）－10（事業計画書の緊急時対策数）＝0

事業計画書の緊急時対策数・緊急時対策数：10件

- ・緊急連絡網と指揮命令を明確にしている。
- ・施設の管理マニュアルを運用している。
- ・危機管理マニュアルの運用による火災・震災など、様々な危機を想定しスタッフへの教育を行っている。
- ・心肺蘇生実施手順及びAED機器取扱いをマニュアル化し、全てのスタッフを対象に定期的な研修を実施している。
- ・賠償責任保険に加入している。
- ・大規模災害に備えた緊急出動体制を準備している。
- ・急病、ケガに対しての簡単な医薬品等を常備している。
- ・未然防止策として、警察に巡回パトロール強化を依頼している。
- ・民間警備会社による夜間園内巡回を実施している。
- ・不審者騒ぎや盗難事故などの発生抑制のため、注意喚起を掲示している。

特筆すべき事項

- ・事件事故等の証拠保全のため監視カメラの保存期間を延長した。

<p>【評価視点】 4－（4）－① 自己評価制度を実施し、改善につなげているか？</p>	<p>【評価算式】 自己評価制度実施数－事業計画書の自己評価制度実施数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・実施数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする ＊実施数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の実施については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	

【評価視点】 実施している。

- ・事業計画に挙げた5つの自己評価を実践し、利用者サービス向上・改善に役立っている。

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

中でも、利用者アンケートの実施による客観的な評価の分析による自己評価（外部評価の分析）やPDCAマネジメントサイクルの実践による具体的な自己評価により、より良い施設づくりに繋げている。

また、定期的にスタッフミーティングを開催し、検討した改善策を日常の管理運営に生かしている。

【評価算式】 5（自己評価制度実施数）－ 5（事業計画書の自己評価制度実施数）＝ 0

【計画数】

- ① 月毎の指定管理施設の利用状況等の報告及び前年同期との比較、自己評価の実施。
- ② 毎年度終了後、本自己評価を作成し、指定管理業務を検証する。また、利用状況、自主事業報告及びアンケート調査集計と併せて、所管課へ提出。
- ③ 2カ月毎に財団内部で連絡調整会議を開催し、業務の進捗状況等の報告及び検証を実施する。
- ④ 施設利用者や自主事業参加者を対象にアンケート調査を行うことで、客観的な評価を確認する機会を設け、その内容を分析する。
- ⑤ 重点実施項目など具体的な目標を計画に盛り込み、年度終了時に実績に基づいた検証を行うなど、P（計画）、D（実施）、C（チェック及び評価）、A（改善）の管理サイクルをまわして業務の実施・改善を行う。

<p>【評価視点】 5－（1）－① 指定管理者の経営状況は良好か？</p>	<p>【評価算式】 経営状況の不安要素数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・要素数数の確認は収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	
<p>【評価視点】 公益財団として認められる適切な法人運営を行っており、不安要素は特にない。 ・市からの運営補助金については、平成 29 年度から未交付となったが、財団の運営努力により、その分を補うことで、健全な経営状況を保っている。 ・経費削減等に努めた結果、生じた余剰金については、市に償還することで、市の財政負担の軽減に寄与している。</p>	
<p>【評価算式】 0</p>	
<p>【評価視点】 5－（2）－① 本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 人材確保及び必要な研修等の実施と事業計画書の人材確保及び必要な研修等との比較</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・人材の確保と研修等の実施の確認は事業計画書と④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行され、特筆すべき事項があると見受けられるとき 4点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき</p>	

評価基準・根拠（総合公園・富士見公園）

- 3点：計画どおりの管理執行体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき
2点：収支計画書の予算の範囲を越え、計画どおりの管理執行体制が確保され、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき
1点：管理執行体制の不備により、管理運営に支障が見られ、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき

【評価視点】 行っている。

収支計画書の予算の範囲内で職員研修も計画どおり実施し、管理運営に支障がない体制（人材）も確保し計画どおり運営している。

【評価算式】

○事務スタッフ

有資格（甲種防火管理者、遊具の日常点検講習会修了、刈払機作業従事者安全衛生教育講習会修了、チェーンソー作業従事者特別教育講習会修了）

○作業スタッフ

有資格（刈払機作業従事者安全衛生教育講習会修了、チェーンソー作業従事者特別教育講習会修了）

○清掃スタッフ

業務委託

○定期除草・剪定スタッフ

業務委託

<研修会等>

- ・全スタッフを対象に心肺蘇生法及びAED取扱等の訓練や危機管理マニュアルの教育を行っている。
- ・その他、総合公園除草・剪定業務については、発注者である財団と受注者の業務責任者との打ち合わせを行うとともに、委託業者の研修実績の把握に努めている。